

特定技能外国人が十分に理解することができる言語（母国語等）を必ず併記して、雇用契約前に書面で交付し、説明してから雇用契約を結ぶこと。

様式第2（第3条関係）

雇用契約に係る重要事項事前説明書

建設特定技能受入計画を申請予定である国土交通株式会社は、雇用契約に係る重要事項について、下記内容を事前に説明し、内容を理解させたくて国土交通省へ申請する。

1. 基本賃金

月額（250,000円）

2. 諸手当の額及び計算方法（時間外労働の割増賃金は除く。）

- (a) (資格 手当 10,000円 / 計算方法：技能検定専門級（3級）または1号特定技能評価試験の合格者に支給)
- (b) (皆勤 手当 10,000円 / 計算方法：無遅刻・無欠勤で就労した場合)
- (c) (手当 円 / 計算方法：)

3. 1か月当たりの支払概算額（1＋2）

約 270,000 円 (合計)

4. 賃金支払時に控除する項目

- (a) 税金 (約 ●●● 円) (b) 社会保険料 (約 ●●● 円)
- (c) 労働保険料 (約 ●●● 円) (d) 食費 (約 ●●● 円)
- (e) 居住費 (約 ●●● 円) (f) その他（水道光熱費）(約 ●●● 円)
- (g) () (約 円)

実費のときは平均金額を記入のこと。

控除する金額 約 ●●● 円 (合計)

5. 手取り支給額（3－4）

約 ●●● 円 (合計)

※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金等は除く。

6. 業務内容（就労予定場所・従事させる業務内容）

（職種名等だけでなく、具体的にどのような現場でどのような業務に従事させるのか説明すること）

関東地方（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県）の現場において、建設機械を用いて、掘削作業、埋戻し作業、盛土作業、整地作業に従事する。

7. 技能習熟等に応じた昇給について

（昇給条件や昇給時期について説明すること）

勤務態度が良好な場合、経験年数に応じて毎年4月に昇給する。

さらに、建設キャリアアップシステムのレベル2の認定を受けた場合や、

技能レベルが2級技能士相当、1級技能士相当に到達した場合は、加算昇給する。

8. 安全衛生教育及び技能の習得について

（安全衛生教育の実施内容や、技能検定の受験時期や合格後の支給手当、昇給への反映等について説明すること）

(1) 安全衛生教育について



(2) 技能の向上を図るための方策

全員に対し、現場に必要な技能講習・特別教育を全て受講させ、建設キャリアアップシステムのレベル2に相当する技能教育を行う。また、建設キャリアアップシステムのレベル2の認定を受けた後は、レベル3に向けた技能教育を開始し、職長・安全衛生責任者教育を受講させ現場の班長として3年間経験を積ませる。そして特定技能1号の間に、2号特定技能評価試験合格を目標とするため、社内勉強会の開催等を毎月第1木曜日に行う。

(3) 昇給への反映

資格手当として、技能検定専門級（3級）または1号特定技能評価試験の合格者には10,000円を毎月支給する。また、建設キャリアアップシステムのレベル2の認定を受けた場合は15,000円を、技能レベルが2級技能士相当となった場合は20,000円を、1級技能士相当となった場合は40,000円を毎月支給する。

様式第1の別紙に記載した4(1)安全衛生教育と(2)技能の向上を図るための方策の内容をわかりやすい表現で転載し、昇給への反映等についても記載すること。

9. 個人情報の提供に係る同意について

(建設特定技能受入計画の適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施法人へ認定証に記載された内容(個人情報を含む。)を提供することに同意しているか)

同意している。 同意していない。

(西暦) ●●●●年●月●日、前記1から9の内容について以下の者が十分に理解することができる言語(●●語)にて説明し、内容を理解していることを確認した。

(サイン)

殿

説明者

特定技能所属機関名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

代表者 役職・氏名 _____

代表者と説明者が異なる場合、代表者欄には代表者の役職・氏名を記載し、押印したあと、その下に

「説明者が所属する法人名」

「その法人と特定技能所属機関との関係」

「説明者の役職と氏名」も記載すること。